

利用契約書

社会福祉法人 福角会
福角会ホームヘルプサービス事業所
(居宅介護)

【指定ホームヘルプサービス利用契約書】

福岡会ホームヘルプサービス事業所（以下「事業所」といいます。）の利用を希望する者（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人 福岡会 理事長 芳野 道子は、事業所が利用者に対して提供するホームヘルプサービスについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体、その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事、生活等に関する相談及び助言ならびに、その他生活全般にわたる援助を適切に行うことを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）に基づくサービスについて定めます。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、障害福祉サービス受給者証の認定期間に記載されている期間とします。本契約期間満了日以前に利用者が障害支援区分の変更を受け、支給有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の支給有効期間の満了日までに本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。契約期間満了後、同じ内容で契約を行う場合には、自動的に同じ内容で更新されるものとします。

（サービスの内容）

第3条 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のサービスを提供します。

2. サービスの提供は、サービス提供責任者・介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等のサービス従事者（以下「ヘルパー」といいます。）が当たります。

3. 事業所は、利用者の支援の必要度合又は利用者本人やその家族や後見人等（以下「家族等」といいます。）の希望により、利用者にサービスを提供します。

4. 事業所は、日常生活上の介護や家事又は通院等の援助に当たっては、利用者が豊かな

日常生活を営むことができるよう、適切な技術を持ってサービス提供を行います。

5. 事業所は、利用者の必要なときに必要なサービスの提供ができるよう努めます。

(サービス計画)

第4条 事業所は、次に掲げる事項を守って、サービス計画を実施します。

- (1) 利用者の日常生活全般の状況や必要としている利用者本人及び家族等の意向を踏まえて、サービスの目標及びサービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画を作成します。
- (2) サービス計画は、別紙「居宅介護計画（居宅介護、通院介助、重度訪問介護、行動援護、同行援護）」に定めるとおりとします。
- (3) 事業所は、サービス計画作成後においても、定期的にサービス計画の実施状況の把握を行うとともに、必要に応じて当該計画の変更を行います。
- (4) 事業所は、サービス計画を作成又は変更したときには、利用者又は家族等にサービス計画の内容を説明し、同意を得ます。

(利用の中止、変更、追加)

第5条 利用者は、利用期日前において、居宅介護サービスの利用中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日17時30分までに事業所に申し出るものとします。

2. 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業所にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない事由がある場合は、取消料はいただきません。
3. 事業所は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービス提供ができない場合、他の利用可能な日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

りようしゃふたんがく
(利用者負担額)

だい じょう 第 6 条 利用者は、第 3 条 に定めるサービスに対して重 要 事項説明書に定める所定のサービス

りようりようきん 利用料金のうち、利用者負担額を事業所に支払います。障 害 者総合支援法に基づく介護

きゅうふひ 給付費は、事業所が市町村から代理して受 領 します。

ぜんこう ぜんこう 2. 前項の利用者負担額は、1 ヶ月 ごとに計算します。

りようしゃふたんがく しはら ほうほうなど
(利用者負担額の支払い方法等)

だい じょう 第 7 条 事業所は、当月の利用者負担金合計額の請 求 書を、利用者に送付します。

りようしゃ 2. 利用者は、当月の利用者負担金の合計額を、口座振替にて支払います。

じぎょうしよ 3. 事業所は、利用者から、利用者負担金の支払いを受けた時は、利用者に領 収 書を発行し
ます。ただし、銀行振込及び自動引き落としの場合は振込み書を領 収 書とみなしますが、
ひつよう おう ひつよう 必要に応じて領 収 書も発行します。

じぎょうしよ 4. 事業所は、利用者が希望する、介護給付費対 象 外サービス利用料 金を利用者に請 求
できます。

じぎょうしよ 5. 事業所は、サービスの提 供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族等に対し、当該
サービスの内容及び費用について説明を 行い、利用者又は家族等の同意を得ます。

かいごきゅうふひたいしょうがいさーびすりようりようきん 6. 介護給付費対 象 外サービス利用料 金については経済 状 況の著 しい変化、その
ほか え じゆう ほか ばあい じぎょうしよ りようしゃ たい さいーびす おこな さい せつめい
他やむを得ない事由がある場合、事業所は利用者に対して、サービスを行 う際に説明を
した上で、当該サービス利用料 金を相当の額に変更することができます。

かいごきゅうふひたいしょうがいさーびすりようりようきん 7. 介護給付費対 象 外サービス利用料 金については、その都度支払うものとします。

しんたいこうそく きんし
(身体拘束の禁止)

だい じょう 第 8 条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊 急やむを得ない

ばあい のぞ しんたいきこうそく たりようしゃ こうどう せいげん こうい おこな
場合を除いて身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を 行いません。

ぎやくたいぼうし そ ち (虐待防止のための措置)

だい じょう じぎょうしゃ しやうがいふくし さーび すていきよう じゅうぎょうしゃかんそうご りょうしゃなど たい
第9条 事業者は、障害福祉サービス提供にあたり、従業者間相互において利用者等に対し
ての虐待、拘束等について防止するものとします。

2. 事業者は、障害者等の人権擁護、虐待防止の為、責任者を設置する等必要な体制を
とるとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

そうだんおよ えんじょ (相談及び援助)

だい じょう じぎょうしゃ つね りょうしゃ しんしん じょうきよう お かんきようなど てきかく はあく つと
第10条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、
利用者又は家族等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

けんこう ち え っ く (健康チェック)

だい じょう じぎょうしゃ つね りょうしゃ けんこう ちゅうい けんこう ほ じ てきせつ そ ち こう
第11条 事業所は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じ
ます。

けいやくしゅうりよう じ えんじょ (契約終了時の援助)

だい じょう じぎょうしゃ さーび すていきよう しゅうりよう かいやく ばあい ふく さい ひつよう えんじょ おこな
第12条 事業所は、サービスの終了（解約の場合も含みます。）に際し、必要な援助を行
うとともに、終了の旨を当該市町村に連絡します。

きんきゅう じ えんじょ (緊急時の援助)

だい じょう じぎょうしゃ りょうしゃ びょうじよう きゅうへん しょう ばあい ほかひつよう ばあい すみ
第13条 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに
救急医療機関又は利用者のかかりつけの医療機関等での診療を依頼し、利用者の
家族等に対し、緊急に連絡します。

じぎょうしよ ぎ む (事業所の義務)

だい じょう じぎょうしよ さーび すていきよう りょうしゃ せいめい しんたい ざいさん あんぜん かくほ はいりよ
第14条 事業所は、サービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全の確保に配慮
します。

2. 事業所は、この契約に基づく内容について、利用者や家族等の質問等に対して適切に
説明を行います。

（守秘義務）

第 15 条 事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を保持する義務を負います。

2. 事業所は、ヘルパーが在職中知り得た利用者又は家族等に関する秘密を、その退職後も正当な理由なくして漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
3. 事業所は、利用者の個人情報サービスをサービス調整会議等で用いる場合は、利用者又は家族等の同意を予め文書で得ない限り、いかなる場合も用いることはありません。ただし、サービス計画を作成した事業所が利用者及び家族等の同意を得ている場合には、この限りではありません。

（契約の終了）

第 16 条 次の事項に該当する場合、契約の終了とみなします。

- (1) 契約期間が満了したとき（ただし、満了期間前に継続の手続きが取られた場合を除きます。）
- (2) 利用者が死亡した場合
- (3) 利用者が契約期間満了前に障害支援区分の変更を受けた場合
- (4) 事業所の滅失や毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

（利用者からの契約の解除）

第 17 条 利用者は、30 日以上予告期間において利用解除書を事業所に通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は利用解除書を通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業所が、正当な理由なく本契約に定める事項を実施しなかったとき
- (2) 事業所もしくはヘルパーが、故意又は過失により利用者の身体・財産・信用を傷つける

こと等^{など}によって、本契約^{ほんけいやく}を継続^{けいぞく}しがたい重大^{じゅうだい}な事情^{じじょう}が認め^{みと}られたとき

(3) 事業所^{じぎょうしょ}が社会通念^{しゃかいつうねん}に逸脱^{いつだつ}する行為^{こうい}を行^{おこな}ったとき

事業所^{じぎょうしょ}からの契約^{けいやく}の解除^{かいじょ}

第18条^{だいじゅうはちじょう} 事業所^{じぎょうしょ}は、やむを得^えない事情^{じじょう}がある場合^{ばあい}には、利用者^{りようしゃ}に対し契約^{けいやく}解除^{かいじょ}の理由^{りゆう}を示^{しめ}した利用解除書^{りようかいじょしょ}で通知^{つうち}し、30日間^{にちかん}の予告期間^{よこきかん}において、この契約^{けいやく}を解除^{かいじょ}することができます。ただし、次の事由^{つぎ}に該当^{じゆう}する場合^{がいう}には、事業所^{じぎょうしょ}は利用者^{りようしゃ}に契約^{けいやく}解除^{かいじょ}の理由^{りゆう}を示^{しめ}した利用解除書^{りようかいじょしょ}を通知^{つうち}することにより、直ち^{ただ}にこの契約^{けいやく}を解除^{かいじょ}することができます。

- (1) 利用者^{りようしゃ}又は家族等^{また かぞくとう}が、事業所^{じぎょうしょ}に支払^{しはら}うべき利用者負担金^{りようしゃふたんきん}を2ヶ月以上滞納^{か げついじょうたいのう}し、催告^{さいこく}したにもかかわらず、3ヶ月以上支払い^{か げついじょうしはら}がない場合^{ばあい}
- (2) 利用者^{りようしゃ}が医療機関^{いりようきかん}に入院^{にゅういん}し、明らかに3ヶ月以内^{あき}に退院^{か げつい}できる見込み^{たいいん}がない場合^{み こ}、又は入院後^{ばあい}3ヶ月経過^{また にゅういん ご}しても退院^{か げつけい}できないことが明らか^{たいいん}になった場合^{あき}
- (3) 利用者^{りようしゃ}又は家族等^{また かぞくとう}が通知^{つうち}を行^{おこな}わずサービス^{さーびす}の利用^{りよう}を3ヶ月間^{か げつかん}行^{おこな}わなかった場合^{ばあい}
- (4) 利用者^{りようしゃ}がこの契約^{けいやく}を継続^{けいぞく}し難い^{がた}ほどの背信行為^{はいしんこうい}を行^{おこな}ったと認め^{みと}られる場合^{ばあい}

損害賠償^{そんがいばいしょう}

第19条^{だいじゅうきゅうじょう} 事業所^{じぎょうしょ}は、サービス^{さーびす}の提供^{ていきよう}により事故^{じこ}が発生^{はっせい}した場合は、利用者^{りようしゃ}の家族等^{かぞくとう}に連絡^{れんらく}を行^{おこな}うとともに、必要^{ひつよう}に応じて当該市町村^{おう}に連絡^{とうがいしちょうそん}を行^{おこな}う等速やか^{れんらく}に必要な対応^{おこな}を行います。2. 事業所^{じぎょうしょ}は、サービス^{さーびす}を提供^{ていきよう}する上で、事業所^{じぎょうしょ}の責^{せき}に帰すべき事由^きにより利用者^{じゆう}に損害^{りようしゃ}を与^{そんがい}えた場合^あには、その損害^{そんがい}を速やか^{すみ}に賠償^{ばいしょう}する義務^{ぎむ}を負^おいます。

損害賠償^{そんがいばいしょう}がなされない場合^{ばあい}

第20条^{だいじゅうじゅうじょう} 事業所^{じぎょうしょ}は、自己^{じこ}の責^{せき}に帰すべき事由^きがない限り^{じゆう}、損害賠償責任^{かぎ}を負^{そんがいばいしょうせきにん}いません。とりわけ以下^{い か}の各号^{かくごう}に該当^{がいう}する場合^{ばあい}には、事業所^{じぎょうしょ}は損害賠償責任^{そんがいばいしょうせきにん}を免^{まぬ}れます。一. 利用契約者^{りようけいやくしゃ}が契約締結時^{けいやくていけつじ}に利用者^{りようしゃ}の心身^{しんしん}の状況^{じょうきよう}及び病歴等^{びょうれきなど}の重要事項^{じゅうようじこう}について、故意^{こい}にこれを告げず、又は不実^つの告示^{また ふじつ}を行^{おこな}ったことにもつばら起因^{きいん}して損害^{そんがい}が発生^{はっせい}した場合^{ばあい}

- 二. 利用契約者が利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に
対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が
発生した場合
- 三. 利用者の急激な体調の変化等・事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつ
ぱら起因して損害が発生した場合
- 四. 利用者が事業所もしくはヘルパーの指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因し
て損害が発生した場合

(利用者の損害賠償責任)

第21条 利用者の故意又は重大な過失により、その責に帰すべき事由により事業所及びヘルパ
ー・その他第三者に損害が発生した場合は、利用者の責任能力を鑑みその賠償責任
を負うものとします。

(情報の保存)

第22条 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了
後5年間保存します。

2. 利用者又は家族等は、事業所にて当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。

3. 利用者又は家族等は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けること
ができます。ただし、複写物に関しては、事業所は利用者又は家族等に対して実費相当
額を請求できるものとします。

(苦情解決)

第23条 利用者又は家族等は、事業所が提供したサービスに関する苦情がある場合は、いつで
も別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることが
できます。事業所は、苦情が申し立てられた場合は、速やかに事実関係を調査し、その
結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者又は家族等に文書で報告しま
す。

2. 事業所は、利用者又は家族等が苦情の申し立てをした場合に、これを理由として利用者
に対し、一切の不利益を与えません。

(裁判所轄)

第 2 4 条 この契約に関する訴訟の裁判所轄は、事業所の所在地を管轄する裁判所とします。

(その他)

第 2 5 条 この契約に定めない事項については、障害者総合支援法その他関係法令に従い利用
者及び家族等が信義に従い誠実に協議して決定します。

本^{ほん}契^{けい}約^{やく}について、家^か族^{ぞく}等^{とう}の立^{たち}会^あいにて契^{けい}約^{やく}を締^{てい}結^{けつ}する場^ば合^{あい}は、立^{たち}会^あい人^{にん}欄^{らん}に署^し名^{めい}押^お印^{いん}するものとします。

上^{じょう}記^きの契^{けい}約^{やく}の成^{せい}立^{りつ}を証^{しょう}するた^ため^めに、この契^{けい}約^{やく}書^{しょ} 2 通^{つう}を作^{さく}成^{せい}し、利^り用^{よう}者^{しゃ}及^{およ}び事^じ業^{ぎょう}所^{しょ}が署^し名^{めい}押^お印^{いん}の上^{うえ}各^{かく}自^じ 1 通^{つう}を所^{しよ}持^じします。

令和 年 月 日

契 約 者 (利用者)

住 所
氏 名 印

立 会 人

住 所
氏 名 印

本人との関係 ()

事 業 者	所 在 地	愛媛県松山市福角町甲1829番地
事 業 者 名	社 会 福 祉 法 人	福 角 会
理 事 長	芳 野	道 子 印